

令和8年度 広田小学校第1回PTA総会 次第

日 時 令和8年4月7日（火） 16:00 ～ 17:00
場 所 ひろた交流センター2F

【 次 第 】

- 1 開会の言葉
- 2 PTA会長挨拶
- 3 校長挨拶（教育方針等） 一人ひとりのよさを伸ばし、大きな成長につなげたい。
- 4 自己紹介（教職員）
- 5 議長選出
- 6 議事
 - (1) 令和7年度活動報告
 - (2) 令和7年度決算報告並びに監査報告
 - (3) 令和8年度役員選出
 - (4) 令和8年度活動計画（案）
 - (5) 令和8年度予算（案） ※ 質疑・採決
 - (6) PTA会則について
 - (7) その他
 - ・慶弔規定について
 - ・こどもの日祭りについて
 - ・協力体制等
- 7 その他
 - ・Tシャツの注文及び広田小学校連絡メールについて ※入所式にて連絡済
 - ・自転車保険について
 - ・販売について 地元児童も注文制にして学期末に校納金で引き落とす
- 8 PTA会長挨拶
- 9 閉会の言葉

令和8年度 広田小学校PTA活動計画

	P 連関係行事	学校行事等	成人教育部 (調査広報部)	保健体育部 (校外指導部)	事業部	学P部
4	・第1回PTA総会・歓迎会 4/7 ・第1回PTA役員会 4/20	・新任式・第1学期始業式 4/8 ・入学式 4/9 ・家庭訪問 4/24 ・交通安全教室 4/28 ・1年生をむかえる会 4/30 ・第1回学校運営協議会 ・こどもの日祭り 5/3 ・遠足 5/26 ・修学旅行 5/26, 27 ・プール清掃 ・日曜参観日・田植え 6/7 ・プール開き ・水泳練習開始 ・第2回学校運営協議会 ・町内水泳大会 7/7 ・個人懇談 7/10, 17 ・校内水泳記録会 ※終業式後 7/17 ・第1学期終業式 7/17	・人権教育基礎養成講座への参加(7月～9月) ※人権・同和教育学習会を兼ねる			
5	・伊予郡市PTA連合会総会 5/23					
6					・どろんこ遊び	
7	・第2回PTA役員会					
8						
9	・運動会打合せ会 ・第3回PTA役員会	・第2学期始業式 9/1		・部会(運動会)		
10	・PTA奉仕作業 ・愛媛県PTA大会 ・地方祭 10/23	・伊予地区陸上大会 10/8 ・秋季大運動会 10/11 ・稲刈り・脱穀 ・県陸上運動記録会 ・第3回学校運営協議会 ・個人懇談 12/11, 25 ・校内マラソン大会 ※終業式後 12/25 ・第2学期終業式 12/25 ・第3学期始業式 1/8 ・校内書き初め大会 ・学習発表会 1/31 ・スキー教室 2/5 ・新入生1日入学 ・6年生を送る会 ・第4回学校運営協議会 ・社会見学(バス遠足) 3/10 ・修了式・卒業式 3/25 ・離任式 3/29	・秋季大運動会 ・町青少年健全育成集会 ・マラソンコース監視	・PTA奉仕作業 ・広田フェスタ準備 ・広田フェスタ		
11	・第4回PTA役員会					
12						
1						
2						
3	・第5回PTA役員会 ・会計監査 ・第2回PTA総会・送別会					
備考	・低部町青少年補導センター補導委員会 (年間1～3回の研修会参加ほか)			・登校指導立ち番 (毎月20日前後) ・定例補導委員会	・浄水場周辺草刈り (年2回)	

令和8年度広田小学校PTA会計予算

1 収入の部

	項 目	令和8年度予算	令和7年度予算	比 較	摘 要
1	前年度繰越金	971,400	923,422	47,978	
2	会費	72,000	105,600	▲ 33,600	保400円×12月×11人=52800 教400円×12月×4人=19200
3	事業収入	100,000	100,000	0	水源地草刈等収入 広田フェスタバザー収入
4	賛助会費	89,000	92,000	▲ 3,000	89,000 (R7年度)
5	利子他雑収入	97,600	81,000	16,600	緑の少年団交付金 利子、雑収入等
	合 計	1,330,000	1,302,022	27,978	

2 支出の部

	項 目	令和8年度予算	令和7年度予算	比 較	摘 要
1	設備・環境整備費	80,000	100,000	▲ 20,000	花苗代 緑の少年団資材等
2	学習奨励費	150,000	150,000	0	親子安全互助会費 卒業記念品代 スキー教室講師謝礼 等
3	事業部費	60,000	60,000	0	広田フェスタ材料費等
4	成人教育部 (調査広報部費)	10,000	10,000	0	調査用紙費、切手代等
5	保体部費	15,000	35,000	▲ 20,000	運動会飲料代
6	研修旅費	20,000	10,000	10,000	会議費
7	運営費	35,000	35,000	0	会員慶弔費、弔電 餞別、花代
8	健康管理および衛生費	10,000	10,000	0	薬品等購入費
9	学校行事協力費	200,000	200,000	0	こどもの日祭り、運動会 スキー教室用具レンタル代等
10	交通費	10,000	10,000	0	非常時児童運搬費
11	通信費	20,000	20,000	0	賛助会の切手代等
12	予備費	720,000	662,022	57,978	教育会賛助会費、歓送迎会補助等 PTA会長肖像写真代等
	合 計	1,330,000	1,302,022	27,978	

広田小学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 本会は広田小学校PTAと称し、事務局を広田小学校に置く。

第2条 本会は広田小学校教育の推進に寄与し、PTAとして会員相互の研修と親和を図ることを目的とする。

第3条 本会の会員は次の者をもって組織する。

- 1 会員 = 本校児童の保護者及び本校職員（臨時職員を除く）
- 2 賛助会員 = 広田地域住民
- 3 特別会員 = 本校PTAの目的に賛同する者

第2章 事 業

第4条 本会は次の事業を行う。

- 1 会員相互の研修、教養に関すること
- 2 本会推進のため必要な調査及び広報に関すること
- 3 本会の目的を達成するために必要な事業
- 4 児童・会員相互の保健体育に関すること
- 5 校外活動に関すること
- 6 その他必要なこと

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|----------------|------------------|-------------|
| 1 会 長 = 1 名 | 2 副会長 = 2 名 | 3 監 事 = 2 名 |
| 4 部長・副部長 = 若干名 | 5 事務局長 = 1 名（教員） | 6 顧問 = 若干名 |

※ 会長・副会長・監事、他の役員の任期は1年とし再任をさまたげない。
（役員の任期は4月1日から3月31日までとする。）
但し、補欠者の任期は前任者の任期とする。

第6条 役員の選出は次の方法による。

- 1 会長・地元副会長・部長は年度末の総会において選出する。
- 2 留学センター代表副会長、専門部副部長、監事は年度始めの総会において選出する。
- 3 顧問は、会長が委嘱する。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは代行する。
- 3 監事は会計を監査する。
- 4 部長は第4条の事項を行う。
- 5 事務局長は本会の事務を行う。
- 6 顧問は本会の目的達成のための相談を受ける。

第3章 会 議

第8条 本会は毎年4月と3月に総会を開く。必要な場合は臨時に開くことができる。

第9条 総会において決を要するものは次の事項とする。

- | | |
|------------|------------|
| 1 会則の変更 | 3 今年度の事業計画 |
| 2 予算と決算の承認 | 4 その他重要事項 |

第10条 会長、副会長、校長、事務局長によって必要に応じて執行部会を開き、総会、役員会等における必要事項を協議する。

第11条 会長、副会長、専門部長、専門部副部長、校長、事務局長の参加によって役員会を開くことができる。この役員会は総会につぐものである。役員会においては、次の事項について協議する。

- | | |
|---------------|----------|
| 1 PTA行事等の運営計画 | 2 その他の事項 |
|---------------|----------|

第12条 各部会は必要に応じて開く。

第4章 会 計

第13条 本会の経費は会費および事業収益金、寄付金とする。

第14条 会費は総会で決定する。

第15条 本会の会計年度は前年度の監査日の翌日に始まり、監査日をもって終わる。
なお、監査は当該年度の3月31日までに行わなければならない。

第5章 附 則

本会則は平成13年4月18日一部改正する。
本会則は平成16年4月23日一部改正する。
本会則は平成17年4月19日一部改正する。
本会則は平成20年4月17日一部改正する。
本会則は平成25年4月16日一部改正する。
本会則は平成26年4月15日一部改正する。
本会則は平成29年4月 9日一部改正する。
本会則は平成30年3月28日一部改正する。
本会則は平成31年3月29日一部改正する。

広田小学校PTA慶弔規定

- 1 児童・会員・会員の配偶者が、死亡したときは弔電・弔慰金をおくる。
(5, 000円)

付則 但し、会員の一親等の親族、並びに配偶者の親が死亡した時は、弔電をおくる。

- 2 児童・会員・会員の配偶者が、事故または疾病にかかり7日以上入院したときは、見舞金をおくる。
(3, 000円)

- 3 会員が特に名誉ある栄典を受けたときは、金一封をおくる。
(5, 000円)

- 4 会員が校下を離れて転居する場合及び教職員が転任する場合は、餞別をおくる。
(5, 000円)

- 5 会員の家庭に非常変災があった場合は、見舞金をおくる。
(3, 000円)

- 6 会員に結婚や出産があったときには、祝金をおくる。
(5, 000円)

- 7 その他、特別の場合はPTA会長・副会長・事務局が相談して決める。

- 8 以上、慶弔ともにお返しはしないものとする。

* この規定は平成7年5月19日より適用する。

* この規定は平成9年4月21日一部改正する。

* この規定は令和2年4月8日一部改正する。